令和5年度 公文書開示(1月決定分)

<u>ב</u>	八十	15年度	公义書	開示(1月決定分)			NI -				-	I	n 10	- \	<i>A</i>	7 /=-1	 			
月 惠玛· 看 另		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		定区 非開示	存否応答拒否	1 号						於 7 号 号	8号-	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	1	R5. 1. 4	R5. 1. 18	・令和5年初市(豊洲市場) の取材案内プレス送付先 ・令和5年初市 プレス受付 一覧	2		1				1	1			1				ア 取材責任者は民間企業の職員名であり、特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第2号)イ 電話番号については、公にされていない担当者の携帯や特定の部署の電話番号であることから、公にすることにより不特定多数の者から電話がかかる恐れがあり、当該事業者の事業運営及び都の機関の適正な事務の遂行が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号、第6号)。	中央卸売市場 管理部総務課
	2 F	R5. 1. 10	R5. 1. 24	東京都中央卸売市場豊洲市場で令和元年及び2年に取引されたクロマグロ(出荷者の住所が青森県大間町、または〇〇漁協であり、品名がホンマグロ等クロマグロである部分)の卸売の記録	1		1				1	1							ア 担当名名。 野市	豊洲市場水産
	33 F	R5. 1. 10	R5. 1. 24	東京都中央卸売市場豊洲市場で令和5年1月5日に取引されたクロマグロ(出荷者の住所が青森県大間町、または〇〇漁協であり、品名がホンマグロ等クロマグロである部分)の卸売の記録	1		1				1	1							ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であいた名詞のできるため(東京都情報公開条列できるため(東京都情報公開条第2号)。 イ 売渡先名称、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。売渡先名称、売渡先名称、売渡先名が表別であることに当時であることにが過去された。	豊洲市場水産

4 R4. 8. 30	R5. 1. 27	東京都中央卸売市場条例第37条に基づき仲卸業事業では、 産がいに登出された。 書がいに登出されまみがに登出されまる。 12022年4月1日から、 131日であり、 141日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、 151日であり、	267	1		1	1	1	1		ア 代表者の住所、自宅電話番号。個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7号第2号)及び東京都情報公開条人に高麗子、記号(屋号)及び表の丁リガナ、商号に活番号、記号(の印影、報音を出てのできることによりがある。事業のでは、とにより、での適ができるのででは、は、のでは、は、は、は、
-------------	-----------	---	-----	---	--	---	---	---	---	--	---

表の見方 <決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否 (文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたの かについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について _・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表

記しています。 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があり ます。